

## 佐那河内村史編纂委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、佐那河内村史（以下「村史」という。）編纂事業を円滑に推進するため、佐那河内村史編纂委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 村史編纂の方針、計画及び事業推進に関すること。
- (2) 村史編纂に必要な資料の調査、収集、研究、執筆、編集、刊行等に関すること。
- (3) その他村史編纂に必要と認められること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) その他村長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、村史編纂が終了するまでの間とする。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 編纂業務を円滑に推進するため、次に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 自然・地理専門部会
- (2) 考古専門部会
- (3) 古代・中世専門部会
- (4) 近世専門部会
- (5) 近現代専門部会
- (6) 民俗専門部会

### (村の協力義務)

第5条 村の各行政機関は、村史編纂に必要な資料の提供及び協力をしなければならない。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

### 付則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。